

令和8年8月31日

内閣官房長官
木原 稔 殿
厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

公益社団法人日本医師会
会 長 松本 吉郎
公益社団法人熊本県医師会
会 長 水足 秀一郎

令和8年熊本地震における 被災医療機関等の復旧支援に関する要望書

7月28日に発生した令和8年熊本地震により、熊本県内の多数の病院、診療所や介護施設等も大きな被害を受けました。

いずれの施設も、地域医療への責任感から懸命に復旧作業を行い、業務の再開に努めておられますが、本格的な業務再開や被災地の地域医療、地域包括ケアシステム、かかりつけ医機能の復旧には財政的な支援が不可欠な状況です。

以上により、下記の事項に係る補助を要望いたします。また、被災医療機関はいずれも地域の医療に不可欠な存在ですので、救急医療等政策医療の要件を厳格にせず既存補助事業の柔軟な運用や、新規事業の創設等につきご高配の程お願い申し上げます。なお、補助に当たりましては、被害の大きさや被災医療機関等の負担を鑑み、公私による差を付けず、事業者負担を極力最小限に抑えていただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 医療施設等災害復旧費補助金について

- ①地域の医療を面として支え、身近な「かかりつけ医機能」を担っている医療機関を幅広く対象とすること
- ②1品につき50万円以下の医療機器の修理費等も対象に追加すること
- ③補助率を最大4分の3（「なりわい再建支援補助金」と同率）に引き上げること
- ④地域医療を担う看護職養成の継続を支援すること（学校建物の復旧の他、被災学生の授業料等の支援）

2. 中小企業庁と連携の上で「なりわい再建支援補助金」の対象に医療法人を加え、又は厚生労働省において「なりわい再建支援補助金」に相当する補助事業を創設することにより、被災した医療機関の復旧を確実に支援すること
3. 独立行政法人福祉医療機構（WAM）による災害復旧資金の融資について、二重債務対策を含む特段の優遇措置を講じること
4. 業務の全部または一部を停止している医療機関や介護施設等の復旧のための運営費（休職中の従事者の人件費相当額を含む）を支援すること
5. 被災地での医療従事者の住居確保を含めた人員確保のための支援策を講じること
6. 被災地の医療機関、行政、医師会等による仮設診療施設等の設置・運営に係る費用の補助をすること
7. 関係省庁と連携の上、医療機関等の復旧に必要不可欠のライフラインの復旧とともに強靱化等を図ること
8. 被災医療機関に適用され得る財政支援（補助、優遇融資等）を所管する他省庁と連携の上、当該医療機関が最適な選択をすることができるよう、支援策を取りまとめた上で示すこと
9. 被災地支援が長期化する可能性が高いため、被災県である熊本県医師会によるチームを含め日本医師会災害医療チーム“JMAT”等の医療活動を支える災害救助法（災害救助費の支弁）の適用期間を必要に応じて延長するよう、関係府省と調整すること
10. 人員が限られている被災地の医療機関等のため、補助事業の周知徹底、申請手続きや実地調査等に関する丁寧な説明、手続きの簡素化、補助金の早期交付等に十分配慮すること